

「助けを必要とする 農家の方と同じ目線で行動すること」 を原点にスタート

神奈川県
横浜市

ランドマーク税理士法人

神奈川県・横浜市を代表する、ランドマークタワー 37 階にオフィスを構える「ランドマーク税理士法人」。代表社員を務める清田幸弘先生は、農家の跡取りである自らの経験から農地にかかわる税務や賃貸経営の問題に詳しく、事務所創設当時は地主の相続支援などを中心に業務を展開。現在では仕事の幅を大きく広げ、税理士などの実務家を対象に、相続のプロを養成する「丸の内相続大学校」を主宰するなど躍進を続けています。そんなランドマーク税理士法人の躍進の歴史を、清田先生に語っていただきました。

都市農家の経営支援を中心にスタートし

現在では月次半分、相続半分に

ランドマーク税理士法人の創設は平成 9 年です。当時は清田幸弘税理士事務所という名前で、横浜市・緑区にある私の実家のすぐ隣にオフィスを構えました。私自身が農家の出身で、しかも以前は農協に勤めていたこともあるものですから、創設当初は都市農家の経

営支援や相続対策を中心に行っていました。

その後、平成 21 年 8 月、横浜ランドマークタワー内に事務所を構えると同時に、現在の社名へ改称。現在では神奈川県内に 4 拠点（横浜緑、中山駅前、タワー事務所、多摩川崎）、東京・丸の内にも 1 拠

点を設けており、総従業員数は約 70 名となりました。

私が相続関係のセミナー講師を務めることが多いので相続専門の事務所と思われがちなのですが、実はお客様の半分は月次（法人、個人）、残りの半分が相続案件です。



ブランディング効果を考え 現事務所名に変更

ランドマーク税理士法人という社名にしたのは、ひとつはブランディング効果を狙ったもので。「銀座——」「丸の内——」という社名や商品名はとて多いですが、これらは言ってみれば“ステータスエリア”ですから、洗練された印象を持ちますよね。同じように、ランドマークタワーといえば、言わずと知れた“日本一高いビル”であり（インタビュー当時）、横浜・みなとみらい地区の象徴的な建物です。知らない人はいないでしょうからすぐに覚えて頂けますし、印象も良く、立地も一目瞭然です。

弊社には「クレド」があるのですが、実はこれも社名と大きく関係しています。

「ランドマーク」とは、位置や方向の目安となる“道標”であり、国や地域を代表する“モニュメント”であり、探検家が拠点に帰着くための目印です。弊社のスタッフは、お客様にとっての「ランドマーク」でなければなりません。

すなわち、

- ①人々を導く道標となること
- ②モニュメントのような存在感を持つこと
- ③出発点を見失わないこと

この3つをスタッフの行動指針としています。

①は、道標、つまりお客様にとって手本となるような行動を心がけることを表しています。②は、

ます。③は、事務所創設当初の気持ちを忘れずに活動することを表しています。弊社は、助けを必要とする農家の方々と同じ目線で行動することを原点にスタートしました。この心を忘れず、常にお客様目線で業務に取り組んでいきたいと考えています。

ランドマーク税理士法人（タワー事務所）外観



広報・セミナー担当部署を設置し 質の高い広報活動を展開

社名についてもそうですが、ブランディングや広報・メディア戦略には、会計事務所としては力を入れている方ではないでしょうか。

例えばデザインですね。デザインはブランディングの大事な1要素ですので、パンフレットひとつ取ってみても、専門の業者に発注しています。

また、広告は日本経済新聞などの全国紙に出稿することがほとんどです。そのおかげか分かりませんが、新聞記事中でコメントを求められたり、弊社の活動を記事として取り上げて頂くことも多くなりました。結果として知名度が高まり、お客様も増加しているように思います。

広報戦略という事でいえば、弊社には「マーケティング企画室」

同法人は広報活動にも力を入れており、パンフレット制作などには専門の業者を利用



という部署があり、そこには4名のスタッフが在籍しています。セミナーの運営やパンフレット等の製作、出版関係の調整、対外的な情報発信、メディア対応などが業務の中心ですが、広報にこれだけ人数を割いている会計事務所は他にはあまり見かけません。



清田先生のセミナー風景

新規相続案件の 9割は紹介

弊社にやってくる相続案件、特に大型案件は9割以上が紹介です。弊社には営業の専担部門はありませんので、社内各課のトップが実質的な営業担当として銀行や農協、最近では税理士先生からの依頼もあるので、会計事務所などを回っています。

一方で、セミナーを開催して広く告知する活動も行っています。数にすると、年間で約150件くらいでしょうか。私が講師を務めるのは士業向け、金融機関向け、保険会社向け、不動産会社向けのものです。一般の方向けのセミナーは社内の税理士に任せています。

セミナーでは、相続税対策とか節税というテーマはあえて選ばな



せん。私の経験から言って、セミナーで「地主さん向け」とか「節税対策」を大きく打ち出してしまうと集客が低いラインに抑制されてしまうからです。

最初から「課税価格の高い人」を狙った集客活動が良い結果につながる印象はありません。むしろ良い結果につながるのは、「終活」「エンディングノート」といった、幅広い方に興味を持っていただけるテーマではないでしょうか。案件の大小にはこだわらず、広く仕事を受注していこうというのが弊社のスタンスです。

最近では、WEBからの集客や、私の著書を読んだ方からの問い合わせも実際に増えてきました。た

だ、そこから受注につなげるまでの動線がうまく機能していると言えない状態ですので、この部分を強化するのが今後の課題です。

「丸の内相続プラザ」で顧客の開拓狙う

相続に対するさらなる取り組みとして、2013年5月、東京・丸の内に「丸の内相続プラザ」をオープンさせました。

ご存知の通り、平成27年から相続税の増税が予定されていますが、これにより首都圏に住む一般的なサラリーマン家庭でも相続税が課税される可能性が指摘されています。ところが多くの方は、自分に相続税がかかることを把握で

こさえ上手に機能すれば、年間1千件の相続税申告も可能なのではないかと考えています。

きていません。「相続税がかかるかも」と漠然とした不安を持っているものの、誰に相談すればよいのか分からない、そんな方が多いように思います。

丸の内相続プラザは、このような方々に、気軽に立ち寄ってもらうことをコンセプトとして立ち上げました。

無料の個別相談や簡易な相続税額のシミュレーションを行い、こ

こで本格的な対策が必要と分かれば、相続対策の契約につなげていくという流れです。

また、丸の内相続プラザが入っている三菱ビル内では、金融、不動産、保険の実務家向けに相続のプロを養成する「丸の内相続大学校」も開講しています。

相続を体系的に理解するためには、法律や税金、不動産、保険などの横断的な知識が必要です。これらの知識がなければ、クライアントに最適な提案ができないどころか、かえって不利な提案をしてしまうことがあります。そこで丸の内相続大学校では、相続に関する専門的な講座を提供すると共に、全講座の修了者を「認定相続マイスター」として認定し、マイスター同士が有機的に連携できる組織づくりを目指しています。

たとえば認定相続マイスターになった税理士先生には、地方の保険代理店や不動産会社などに対する指導役を担って頂くと共に、これらの方々とネットワークを束ねて頂き、税理士先生はもちろん保険代理店、不動産会社にも仕事の流れてくるような仕組みを構築しているところです。



清田 幸弘 先生
ランドマーク税理士法人
代表社員・税理士

明治大学卒業。横浜農協（旧横浜北農協）に9年間勤務、金融・経営相談業務を行う。資産税専門の会計事務所勤務の後、1997年、清田幸弘税理士事務所設立。その後、ランドマーク税理士法人に組織変更し、現在5つの本支店で精力的に活動中。急増する相談案件に対応すべく、相続の相談窓口「丸の内相続プラザ」を開設。また、相続実務のプロフェッショナルを育成するため「丸の内相続大学校」を開校し、業界全体の底上げと後進の育成にも力を注いでいる。

【Bizアップ総研 e-JINZAI コンテンツ】
「都市近郊農家・地主のための相続節税対策」



丸の内相続プラザ

独自の料金プランである 「相続対策10万円パック」を展開

弊社には独自の料金プランとして、「相続対策10万円パック」があります。農家や地主など課税価格の高い方を対象としたパッケージサービスで、すでに100件以上を受注しました。

相続税の試算、二次相続の試算、生前対策の提案および公正証書遺言作成の助言をパッケージングしたもので、このサービスを使って頂いた方には、将来、相続税申告が発生した時に、申告報酬から10万円を値引きするという特典を設けています。

こうすることで、実際に相続が発生した際、申告を依頼して下さる可能性が高まりますね。

お客様からはとても評判の良いサービスなのですが、実は弊社のスタッフが企画・開発しました。このような企画はスタッフに積極的に考案してもらっています。そうすることで収益に対して高い意識を持つようになりますし、主体性を持ってビジネスに取り組む姿勢が生まれます。これからも、どんどん新しい企画を考えて欲しいと思いますね。

将来のビジョン達成に向け 全員が“営業専担部門”で臨む

現在のところ、ビジネスが集中する東京都、神奈川県を中心に展開していますが、将来的には関東地方一円にまでフィールドを拡大したいと考えています。

また、相続税の申告件数というと、一昨年在約 180 件、昨年在約 200 件でしたので、今年は 250 件を目指して頑張っているところで

す。実現にはかなりの営業努力が必要ですので、「全員が営業専担部門」というような気持ちを持って活動していく考えです。

そして何より、私たちは相続の専門家であるということを常に意識してサービスを提供しなければなりません。単に相続税申告を行うというだけでなく、「お客様に損

をさせない」ための優れた提案をすることによって、お客様のニーズや期待に応えられるよう業務に取り組んでいきたいと思っています。

冒頭でもお話ししましたが、スタッフ全員がお客様にとってのランドマークであることを目指し、一丸となって前へ進んでいきたいと考えています。



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

東京丸の内事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内 2 丁目 5 番 2 号 三菱ビル 9 階
電話：03-6269-9996
FAX：03-6269-9997

タワー事務所

〒220-8137
神奈川県横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号
横浜ランドマークタワー 37 階
電話：045-263-9730
FAX：045-263-9731

横浜緑事務所

〒226-0014
神奈川県横浜市緑区台村町 644 番地
電話：045-929-1527
FAX：045-929-1528

多摩川崎事務所

〒215-0035
神奈川県川崎市麻生区黒川 24 番地
電話：044-281-3003
FAX：044-281-3004

丸の内相続プラザ

町田駅前支店 **2014 年 5 月 OPEN**
鴨居駅前支店 **2014 年 5 月 OPEN**
中山駅前支店

関連会社

ランドマーク行政書士法人
丸の内相続プラザ
一般社団法人 相続マイスター協会

株式会社ランドマークエデュケーション
株式会社ランドマークコンサルティング